

総務委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

消防行政は、住民の生命・身体・財産を災害から守るという重要な責務を果たすため、一定水準の消防力を常に保持し続けなければならないが、近年、災害は複雑化、多様化し、消防の救急業務も高度化しており、住民の信頼と期待に応えるためには、その充実・強化が求められている。

現在、亀山市では、毎年約30件程度の火災が発生しており、これまで、組織面では、消防職員の定数を増やしたり、現場活動の統制と安全管理体制の構築のための指揮支援隊の設置、更には新たに北東分署を開設するなど、その体制強化に努めてきた。

また、関町の伝統的建造物群保存地区などでは、一旦火災が発生すると被害が短時間で拡大することが懸念されるため、地域において防火訓練を重ねてきている。

しかし、火災から市民の命や財産を守るためには、現状の消防力に満足することなく、あらゆる面からその強化に取り組んでいかなければならない。

以上のことから、総務委員会では安全・安心なまちの実現を目指し、地域の実情に応じた消防力を維持していくため、「消防力の強化」をテーマに設定し、消防設備や資機材の充実、機動力の強化、消防活動体制の整備など、災害対応力の向上に向けた取組について、調査・研究を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

【現状把握】

当委員会では、市の消防力について現状を把握するため、消防行政を担う消防本部から、消防の組織体制や火災の発生状況、火災・救急の出動件数、消防水利の基準や企業内消防力の状況などについて資料を求め聞き取りを行った。

1 消防力の現状について

(1) 常備消防の車両等の状況について

《経過》

- ◎平成21年 水利の乏しい環境での対応として、少量の水でも効果的に消火できる圧縮空気泡消火システムを導入した。
- ◎平成28年 4,500リットルの水が積載できる小型動力ポンプ付水槽車を導入し、水利状況が悪いところでも一定の水が確保できる体制を整備した。
- ◎令和3年 鈴鹿市との共同運用・共同整備事業により、より高性能な装備の35m級はしご付消防自動車に更新した。

常備車両一覧

車 種	台数	車 種	台数
消防ポンプ自動車	3	指揮車	1
はしご付き消防ポンプ自動車	1	防災広報車	1
救助工作車	1	指令広報車	1
水槽付消防ポンプ自動車	1	資機材搬送車	1
化学消防ポンプ自動車	1	事務連絡車等	2
小型動力ポンプ付水槽車	1		
高規格救急自動車	4	合 計	1 8

(2) 消防体制等について

《経過》

- ◎平成24年 指揮支援隊を設置
- ◎平成25年 山岳救助隊を設置
- ◎平成27年 北東分署を設置
- ◎平成30年 組織・機構の再編により消防救助グループを新設

《概要》

- ◎指揮支援隊は、平日の日勤者のみで構成されている。
- ◎人員体制は1署2分署の体制で、令和元年度時点の職員数は消防本部29名、消防署54名の合計83名となっている。消防救助グループ、救急グループ、関分署、北東分署で勤務する分署長以下の職員は2つのグループで構成され、1昼夜交代勤務を行っている。
- ◎消防庁が実施した令和元年度消防施設整備計画実態調査における消防職員数は、常時運用するために必要な隊員の数や通信員、予防要員の数、総務事務に必要な職員数等を合算して得た数を基準として、勤務体制、業務執行体制、休暇や教育訓練の日数などを勘案して割り出されている。本市の消防職員数は、算定数134人に対して整備数83人で、充足率は61.9%となっており、他市と比較すると低い数値である。

各市の消防職員算定数と消防職員整備数

消防本部名	消防職員算定数	消防職員整備数	比 率
亀山市	134人	83人	61.9%
名張市	166人	118人	71.1%
志摩広域消防組合	182人	141人	77.5%
伊賀市	188人	179人	95.2%
三重紀北消防組合	143人	109人	76.2%

(3) 火災の発生状況と救急出動の現状について

本市では、平成22年から令和元年の10年間で278件の火災が発生している。

令和元年の火災の発生状況

	建 物	林 野	車 両	その他	合 計
令和元年	6件	1件	6件	11件	24件

また、昨年12月には能褒野町で車両15台、職員のべ95名、団員約30名、近隣企業の自衛消防組織、更に県内相互応援協定により県内4消防本部に対して応援要請を行った大規模な火災も発生している。

一方、救急車の出動状況については、令和元年に2,325件となり過去最高の出動件数であった。

(4) 防火対象物及び危険物施設の状況について

令和元年度末時点における市内の防火対象物は2,680件存在しており、そのうち大規模な防火対象物や、火災発生時に人命への甚大な被害をもたらすと考えられる施設などで甲種防火管理者を必要とする施設が350件、それ以外で乙種防火管理者を必要とする施設が197件ある。

また、危険物製造所等の施設は、令和元年度末時点で市内に344施設存在している。

2. 消防水利について

(1) 消防水利の基準について

「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示）は、消防法第20条第1項に規定する「消防に必要な水利の基準」であり、消防庁の勧告として制定され、市町村の消防機関が消防活動をするために必要とする水利について定められている。

その基準は、常時貯水量が40立方メートル以上、または取水可能水量が毎分1立方メ

一トル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。また、消火栓は、消防自動車等のポンプの給水口に直結する部分の口径が65ミリメートルで、直径150ミリメートル以上の配水管に取り付けなければならない。

(2) 消防水利の現状について

令和元年度消防施設整備計画実態調査では、市内で住居がある地域のうち、近隣商業地域等の区域を140メートル四方、市街地と準市街地は170メートル四方、それ以外の地域は200メートル四方のマス目状に区切り、その枠の中に基準に適合した消防水利が存在するかを、消防庁が調査した。

その調査の結果、本市は、消防水利の算定数950に対し整備数560で、充足率は58.9%となっており、基準に適合した消防水利の充足率は、他市と比較して低い状況であった。

令和元年度の各市の消防水利の現状

消防本部名	消防水利算定数	消防水利整備数	充足率
亀山市	950	560	58.9%
名張市	1,200	1,004	83.7%
志摩広域消防組合	996	635	63.8%
伊賀市	2,390	1,508	63.1%
三重紀北消防組合	986	851	86.3%

(3) 消防水利の基準適合率について

本市では、消火栓については、基準適合率36.2%、防火水槽については、基準適合率70.2%となっており、特に消火栓の基準適合率が低い状況である。

消火栓は、上水道の配管布設工事に合わせて改修、移設、新設を行っているが、水道管の直径は住宅の戸数や使用量によって決まるため、水道管を更新したとしても基準に適合した消火栓に更新できるわけではない。

また、開発行為の際には基準が決められており、一定規模以上のものは消火栓や防火水槽の設置をするよう指導ができるが、開発行為の届け出が不要な開発については指導ができない。

令和元年度の亀山市の消火栓、防火水槽の基準適合率

消防本部名	消火栓			防火水槽		
	総基数	基準適合基数	割合	総基数	基準適合基数	割合
亀山市	1,675	606	36.2%	440	309	70.2%

3. 非常備消防について

(1) 消防団について

本市消防団は、令和2年4月1日現在で、条例定数415人に対し395人、充足率は95.1%である。また、消防団の持つ資機材や設備（詰所等）の更新については、消防団と協議しながら検討を進めている。

一方、消防団の費用弁償については、令和3年4月13日付け消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知があり、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であるとしたうえで、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう助言している。その中で、例えば出動報酬の額について、災害に関する出動については、一日当たり8,000円を標準としており、本市の場合はそれより低くなっている。

亀山市消防団員の費用弁償

区 分	金 額
水火災その他の災害に出動した場合	1回につき5,000円
水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合	1回につき4,000円
訓練に出動した場合	1回につき4,000円
広報活動及び指導(講習会における指導をいう。)を行った場合	1回につき4,000円
研修及び会議に出席した場合	1回につき3,000円

(2) 自衛消防組織について

平成19年に消防法が改正され、災害発生時に相当の被害が生じる可能性があり、また多数の者が出入りする大規模及び高層で一定の基準を超える建物に、初期消火の段階における消火活動、避難の誘導等を目的とした自衛消防組織の設置が義務付けられた。

市内では、日東電工株式会社亀山事業所、古河電気工業株式会社三重事業所、シャープディスプレイテクノロジー株式会社、凸版印刷株式会社エレクトロニクス事業本部三重第1工場の4社が該当する。また、法的設置義務はないが、自主的に自衛消防組織と同等の消防組織を設置し防火管理を行っている企業もある。

(3) 消防訓練について

消火栓を用いた訓練は、現在、水道水が濁るため行っていない。水道水の濁りは、エポキシ樹脂等を使用した水道管に変えることで改善を図ることができるが、現在、まだ全体の12%程度しか交換されていないことから、消火栓を用いた訓練実施は容易ではない。

そこで、その代わりとして、北東分署において水槽付車両を使用した放水訓練を実施しているが、実績は年3回程度である。

また、市民が初期消火で使用する消火栓ボックスや消防ホース等の資機材は、自治会の管理となっていることから、火災発生時にそれらの資機材の使用に支障が生じないように管理にかかる指導、訓練等を実施する必要がある。

4. 防災啓発活動について

自治会や企業などに対して、消火器の取扱いや避難訓練の方法等、防火啓発活動を行っている。(令和元年度実績：133回)

また、行政情報番組「マイタウンかめやま」において、適宜、防災啓発情報を放映しており、平成19年度から平成26年度は番組内に「ハートフルステーション119」としてコーナーを設け啓発を行った。

さらに、平成24年4月から、亀山市少年消防クラブの活動を開始しており、市内の小学4年生から6年生を対象に、少年少女のころから消防・防災に関する知識を身につけてもらい、将来の地域防災の担い手となる人材を育成している。

【行政視察】

令和3年8月17日に、調査・研究テーマ「消防力の強化」に沿った先進地として、岐阜県高山市をオンラインで視察した。

高山市は、2地区が伝統的建造物群保存地区に指定され、土蔵を伝統的建造物として特定することで、その整備に対して補助を出し、防火帯としての機能を強化している。

また、木造家屋が大部分を占める伝統的建造物群保存地区では、類焼防止を防ぐ観点から初期消火に係る様々な資機材を貸与するほか、自衛消防組織への活動補助金交付、「自主防災組織のための防災活動ガイド」を作成、配布など、初期消火体制を充実させる取り組みを行っており、初期消火の重要性を改めて感じる事ができた。

また、消防団については、意識調査(アンケート)の実施や、消防団組織等検討委員会を設置することで、処遇や環境の改善に努めている。

今後、当市においても、消防団員を確保していくにあたり、処遇等を含めた環境の改善に取り組んでいく必要がある。

【検討結果のまとめ】

総務委員会として、調査・研究テーマに掲げた「消防力の強化」について、現状把握、行政視察を行い、協議を積み重ね、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1. 消防庁の調査による算定に対する消防水利の充足率が低く、また消火栓や防火水槽で基準を満たしていないものが多くあるため、火災時に水量不足を招く可能性がある。

2. 消防庁の調査による算定に対する職員数の充足率が低く、現場対応に人手不足を招く可能性がある。また、指揮支援隊については、現場の統制と安全管理を目的に設置されているにも関わらず、平日の日勤者のみの体制となっている。
3. 初期消火に使用する資機材の管理は、自治会に任せているため、訓練や管理方法に地域差がある。
4. 非常備消防の消防団の費用弁償について、当市の額は、消防庁の示す消防団員の報酬等の基準の策定等の金額よりも低い
5. 老朽化した消防団詰所が増加している。

よって、総務委員会として、複雑化・多様化する災害から住民の生命・身体・財産を守るという重要な責務を果たすため、消防力の強化について検討するよう、下記のとおり市長に対し提言を求める。

記

1. 火災発生時に水量不足とならないよう消火栓及び防火水槽については、消防法第20条第1項に規定する「消防に必要な水利の基準」を満たすものへと更新し、消防水利の充足率を改善すること。
2. 火災発生時に誰もが迅速かつ安全に初期消火が行えるよう、消防水利及び消火栓ボックスの使用法や管理に関するマニュアルを早期に作成し、消防訓練で活用すること。また、平素から様々な手段を講じて、市民の防火・防災に対する意識啓発に努めること。
3. 現在の消防職員数は、消防庁の調査により算定する職員数と大きく乖離することから様々な災害に適切に対応できる職員数を確保するため、亀山市定員適正化計画の見直しを行うこと。また、日勤者のみで構成する指揮支援隊については、休日・夜間を問わず、災害時に迅速に対応できる体制に改めること。
4. 非常備消防の充実のため、消防庁からの助言に基づき、消防団員の費用弁償等の処遇改善を図るとともに、消防団詰所の建替えや資機材の更新など、環境整備に取り組むこと。